

○白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則

昭和50年10月22日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年白岡町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第1条に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格の登録)

第3条 条例第5条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請の内容について次に掲げる書類により確認するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (2) 前号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条に規定する

社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書には、条例第4条第2項の所得を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、前2項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付の省略を認めることができる。

5 条例第5条第2項に規定する登録を行わないときは、様式第1号の2の重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書により通知するものとする。

(受給者証)

第4条 条例第6条第1項に規定する受給者証は、様式第2号のとおりとする。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付する受給者証は、様式第2号の2のとおりとする。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の4第1項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認(以下「承認」という。)がなされたもの(ただし、同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であってその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。)の使用を促進するため、条例第3条に定める対象者の承諾を得られた場合は、前項に規定する受給者証の表面に、後発医薬品を希望する旨の文言を記載するものとする。

3 市長は、条例第6条の規定により受給者証の交付を行わないときは、様式第2号の3の重度心身障害者医療費支給停止通知書(以下「支給停止通知書」という。)により通知するものとする。

4 受給者証を破損し、又は亡失した者は、様式第3号の重度心身障害者

医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けることができる。

5 受給者証の更新は、毎年10月1日（以下「更新日」という。）に行うこととする。

6 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の更新日の前日又は受給資格消滅日のうち早い方の日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月の記載がある場合、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保健福祉手帳の場合の有効期限は次のとおりとする。

（1） 身体障害者手帳に再認定年月の記載がある場合は更新日の前日、再認定月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

（2） 療育手帳に次回判定年月の記載がある場合は更新日の前日、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

（3） 精神障害者保健福祉手帳の場合は更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

（1） 新規に身体障害者手帳（条例第2条第1項第1号に規定する障害者に交付された手帳に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）の交付を受けたときは、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日

（2） 条例第3条の対象者（以下「対象者」という。）となった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条の申請をしたときは、対象となった日

（3） 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかった場合において、災害その他のやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他のやむを得ない理由により当該申請をすること

ができなくなった日

(令4規則24・一部改正)

(請求)

第5条 条例第8条第1項に規定する請求は、様式第4号により医療機関等の発行する領収書を付して行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する医療機関等は、様式第5号による請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、毎月の10日までに申請されたものについて翌月の10日までに医療費助成金を申請者に支給するものとする。

(現物支給)

第6条 市は、条例第8条第2項の規定により現物給付を実施した医療機関等から、国民健康保険分及び国民健康保険組合分については埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を経由して、被用者保険分については社会保険診療報酬支払基金埼玉支部（以下「支払基金」という。）を経由して、一部負担金相当額の請求があった場合には、連合会又は支払基金を経由して、当該請求に係る一部負担金相当額を医療機関等に支払うものとする。

2 前項の支払は、連合会又は支払基金が医療機関等に別途行う通知において指定する日に行うものとする。

(令4規則24・追加)

(届出事項)

第7条 条例第9条に規定する登録事項変更の届出は、様式第6号によるものとする。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、受給者証の有効期間（第4条第3項の規定により支給停止通知書の通知を受けた者にあつては、当該通知書に記載された停止期間満了の日前1月）以内に様式第6号の2の所得状況届に所得を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付書類の内容を公簿等により確認することができるときは、当該届出及び添付書類の提出の省略を認めることができる。

(令4規則24・旧第6条繰下)

(受給者証の返還)

第8条 受給者がその資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(令4規則24・旧第7条繰下)

(受給資格消滅の通知)

第9条 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、様式第7号の重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りではない。

(令4規則24・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月14日規則第15号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月3日規則第12号)

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月11日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月20日規則第14号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成6年10月5日規則第22号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月分以後の医療費の支給から適用し、同月分前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月5日規則第30号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成8年1月9日規則第1号）

- 1 この規則は、平成8年2月1日から施行する。
- 2 改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則及び白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成8年2月11日以後に請求された助成金の支給から適用し、同日前までに請求された助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年1月31日規則第3号）

この規則は、平成9年3月1日から施行する。

附 則（平成9年5月28日規則第22号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年8月29日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月19日規則第15号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則第2条第3号の規定並びに改正後の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第2条第3号及び第3条第2項第3号の規定並びに改正後の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条第3号、第3条第1項及び第7条第3号の規定並びに改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第6条第5号及び第13条第1項第1号の規定は、平成10年1月1日から適用し、改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第7条第1号の規定は平成10年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定、改正前の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定、改正前の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定及び改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成11年3月9日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月27日規則第42号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第54号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 改正後の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の白岡町重度心身障害者医療費支給に

関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 14 日規則第 13 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日規則第 32 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則及び第 2 条の規定による白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 21 年 6 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日規則第 10 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 22 日規則第 26 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



(適用区分)

- 2 第3条の規定による改正後の白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第4条第7項第2号の規定は、平成28年4月1日以降に対象者となった者に適用し、同日前に対象者となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月12日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号及び様式第2号の2の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年12月17日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に対する改正後の第3条第3項及び第4項、第4条第3項及び第5項並びに第6条第2項の規定は、平成34年10月1日から適用する。

附 則（令和4年8月4日規則第24号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

		記号番号				
重度心身障害者医療費受給資格登録申請書 年 月 日 (宛先)白岡市長 住 所 氏 名 (電話 ) 次のとおり白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第5条の規定に基づき受給資格の登録を申請します。						
受給者	フリガナ	-----		男・女	年 月 日生	
	氏 名	個人番号：			申請者との続柄( )	
障 害 の 状 況	住 所					
	障 害 の 状 況	身体障害者	身障手帳記号番号		程度	1級・2級・3級
		知的障害者	療育手帳番号		程度	①・A・B
		精神障害者	精神手帳番号		程度	1級
	後期高齢者医療障害認定者	施行令別表			号該当	
保 護 者	氏 名	個人番号：		年 月 日生		
	住 所			電話		
				職業		
加 入 医 療 保 険	世帯主・被保険者・組合員・加入者氏名		受給者との続柄( )			
			保険種別	協・組・船・共・国・後		
			記号番号			
	名 称					
	所 在 地					
附加給付	有・無	支 給 基 準				
後発医薬品（ジェネリック医薬品）を希望する旨を受給者証に記載することについて 同意する 同意しない						
申請事由発生年 月 日	年 月 日			申請事由	1 新規手帳取得 2 転入 3 後期高齢者医療障害認定 4 その他( )	
振 込 先	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要)。					
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。					
	銀 行 信用金庫 農 協		本店 支店	種 目	1 普通 2 当座	
			口座番号			
	フリガナ		-----			
口座名義人		-----				

様式第1号の2(第3条関係)

重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白岡市長 回

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害者医療費受給資格登録申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

1 氏 名

2 理 由

問合せ先

白岡市

所在地 白岡市千駄野432番地

電話番号 0480-92-1111 内線

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

		後期医療	社保	国保
白岡市 重度心身障害者 医療費受給者証				
公費負担者番号				
受給者証番号				/
受給者	氏名			
	住所			
	生年月日			
保護者	氏名			
	住所			
食事療養費				
有効期間				
現物給付 対象医療機関				
現物給付 限度額				

※ (裏面注意事項をお読みください。)

(裏)

注 意 事 項

- 1 この受給者証は、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この受給者証は、受診の都度、保険医療機関等の窓口で提示してください。
- 3 この受給者証では、表面に記載の現物給付を行う保険医療機関以外での受診又は柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない保険医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収書を受け取った後当市窓口へ提出してください。  
また、現物給付には、保険医療機関単位、月単位で限度額が設定されています。その額を超えた場合には、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収書を受け取った後当市窓口へ提出してください。
- 4 当市から転出後は、この受給者証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますので御注意ください。
- 5 学校（幼稚園・保育園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合又は他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際、この受給者証を医療機関等に提示しないでください。
- 6 自立支援医療（精神通院医療等）又は他の公費負担医療制度が利用できる場合は、そちらを優先してください。
- 7 次の場合は、必ず当市に届出をしてください。
  - (1) 転出、死亡等で資格が喪失したとき。
  - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座等に変更があったとき。
  - (3) 他の公費負担制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
  - (4) 障害程度に変更があったとき。
  - (5) その他登録内容に変更が生じたとき。
- 8 この受給者証は、受給資格を喪失したときは速やかに当市に返却してください。
- 9 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診する等、医療機関への適正受診に御理解と御協力をお願いします。

問合せ先 白岡市

TEL0480-92-1111

様式第2号の2 (第4条関係)

(表)

		後期医療	社保	国保
白岡市 重度心身障害者 医療費受給者証				
公費負担者番号				
受給者証番号				/
受給者	氏名			
	住所			
	生年月日			
保護者	氏名			
	住所			
食事療養費				
有効期間				
現物給付 対象医療機関				
現物給付 限度額				

※ (裏面注意事項をお読みください。)

(裏)

注 意 事 項

- 1 この受給者証は、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この受給者証は、受診の都度、保険医療機関等の窓口に表示してください。
- 3 この受給者証では、表面に記載の現物給付を行う保険医療機関以外での受診又は柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない保険医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収書を受け取った後当市窓口へ提出してください。  
また、現物給付には、保険医療機関単位、月単位で限度額が設定されています。その額を超えた場合には、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収書を受け取った後当市窓口へ提出してください。
- 4 当市から転出後は、この受給者証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますので御注意ください。
- 5 学校（幼稚園・保育園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合又は他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際、この受給者証を医療機関等に提示しないでください。
- 6 自立支援医療（精神通院医療等）又は他の公費負担医療制度が利用できる場合は、そちらを優先してください。
- 7 精神病床の入院に係る一部負担金は支給されません。
- 8 次の場合は必ず当市に届出をしてください。
  - (1) 転出、死亡等で資格が喪失したとき。
  - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座等に変更があったとき。
  - (3) 他の公費負担制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
  - (4) 障害程度に変更があったとき。
  - (5) その他登録内容に変更が生じたとき。
- 9 この受給者証は、受給資格を喪失したときは速やかに当市に返却してください。
- 10 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診する等、医療機関への適正受診に御理解と御協力をお願いします。

問合せ先 白岡市

TEL0480-92-1111

様式第2号の3(第4条関係)

重度心身障害者医療費支給停止通知書

第 号  
年 月 日

様

白岡市長 回

次のとおり、重度心身障害者医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

問合せ先

白岡市

所在地 白岡市千駄野432番地

電話番号 0480-92-1111 内線

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。




様式第3号(第4条関係)

<p>重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)白岡市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (電話 )</p> <p>重度心身障害者医療費受給者証を破損したのて、次のとおり再交付を申請します。</p>					
受 給 者	氏 名	個人番号：	男 女	生 年 月 日	年 月 日
	住 所				申 請 者 との続柄
	加入医療 保険の種 別	協 ・ 組 ・ 船 ・ 共 ・ 国 ・ 後			
	記号番号				
	保険者名				
保 護 者	氏 名	個人番号：		生 年 月 日	年 月 日
	住 所				受 給 者 と の 続 柄

様式第4号(第5条関係)

重度心身障害者医療費請求書				年 月 日	
(宛先)白岡市長					
住所 氏名 電話 ( )					
次のとおり白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第1項の規定に基づき請求します。					
受 給 者	受給者証 記号番号		加 入 医 療 保 険	世帯主・被保険者・ 組合員・加入者の氏名	
	ふりがな			記号・番号	
	氏名		名	称	
	生年月日	年 月 日			

領 収 書				入院	日	外来	日
				診療 科目			
¥ _____							
ただし、年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担額 円含む。) 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額を含まない。							
保険診療総点数	点	他法負担分点数	点				
年 月 日 受 給 者 様 医療機関等所在地(住所) 名 称 氏 名							
							

- 注)1 上部請求書欄は、申請者が記入してください。
- 2 下部領収書欄は、医療機関等で記入してください。
- 3 他法負担分点数欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。
- 4 総合病院の場合は、医科と歯科でそれぞれ1枚ずつ提出していただき、右診療科目欄に診療科(医科又は歯科)を記入してください。
- 5 請求書はできるだけ早めに医療機関へ提出してください。

一部負担金	高額療養費	附加給付	助成請求額
円	円	円	円

様式第5号(第5条関係)

重度心身障害者医療費請求書							
						年 月 日	
(宛先)白岡市長							
医療機関等所在地(住所)							
名称							
氏名							
(電話 )							
白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第2項の規定により、下記受給者に係る一部負担金等を請求します。							
請求金額 _____ 円							
受給者証 記号番号	診療月	受給者名	入院・ 外来の別	日数	総点数	一部負担 金等の額	外 来 薬 剤 一 部 負 担 金
			入・外		( ) ( )		
			入・外		( ) ( )		
			入・外		( ) ( )		
			入・外		( ) ( )		
			入・外		( ) ( )		
			入・外		( ) ( )		
			入・外		( ) ( )		
			入・外		( ) ( )		
請   求	入	院	件	/	/	円 ( )	/
	外	来	件	/	/	円 ( )	円
	合	計	件	/	/	円 ( )	円

(注) 総点数欄( )には、他法負担がある場合に、再掲でその点数を記入してください。

様式第6号(第7条関係)

重度心身障害者医療費受給資格内容等変更届						
(宛先)白岡市長					年 月 日	
住所 氏名 (電話 )						
次のとおり変更がありましたのでお届けします。						
受給者	ふりがな 氏名	-----			受給者証 記号番号	
	生年月日	年 月 日			住所	
	障害の状況	身体障害者	身障手帳記号番号		程度	1級・2級・3級
		知的障害者	療育手帳番号		程度	Ⓐ・A・B
		精神障害者	精神手帳番号			1級
後期高齢者医療障害認定者				程度	施行令別表 号該当	
保護者	氏名	個人番号:		生年月日	年 月 日	
	住所				受給者との 続柄	
加入医療保険	世帯主・被保険者・組合員・加入者氏名				記号番号	
	名称				所在地	
	付加給付	有・無	支給基準			
変更年月日	年 月 日		変更事由	1 死亡 2 転出 3 転居 4 後期高齢者医療障害認定 5 保険変更 6 口座変更 7 障害程度変更 8 その他( )		
振込先	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要)。					
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。					
	銀行 信用金庫 農協				本店 支店	種目 1 普通 2 当座
	口座番号					
	-----					
フリガナ		-----				
口座名義人		-----				

様式第6号の2(第7条関係)

所得状況届

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所  
氏名  
(電話 )

年の所得の状況について、別添のとおり届け出ます。

様式第7号(第9条関係)

重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書

第 号  
年 月 日

様

白岡市長 印

次のとおり、重度心身障害者医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

問合せ先

白岡市  
所在地 白岡市千駄野432番地  
電話番号 0480-92-1111 内線

教示

- 1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。  
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。  
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（令 5 規則 2 3 ・一部改正）

様式第 1 号の 2（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（令 4 規則 2 4 ・全改）

様式第 2 号の 2（第 4 条関係）

（令 4 規則 2 4 ・全改）

様式第 2 号の 3（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

（令 4 規則 2 4 ・一部改正）

様式第 6 号（第 7 条関係）

（令 4 規則 2 4 ・令 5 規則 2 3 ・一部改正）

様式第 6 号の 2（第 7 条関係）

（令 4 規則 2 4 ・一部改正）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（令 4 規則 2 4 ・一部改正）